

第 9 1 号議案

志木市印鑑条例の一部を改正する条例

志木市印鑑条例（昭和 6 0 年志木市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「の備考欄」を削り、「記録」を「記載」に改める。

第 6 条第 1 項第 7 号中「の備考欄」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもつて調製することができるものとする。

第 8 条の見出し中「引替交付」を「引換交付」に改め、同条第 1 項中「被登録者」を「登録者」に、「引替交付」を「引換交付」に改める。

第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条中「被登録者」を「登録者」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 5 号中「の備考欄」を削り、「記録」を「記載」に改める。

第 1 6 条第 1 項及び第 2 項中「被登録者」を「登録者」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 9 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定（「記録」を「記載」に改める部分に限る。）、第 6 条第 2 項の改正規定、第 8 条の改正規定、第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の改正規定、第 1 5 条第 1 項第 5 号の改正規定（「記録」を「記載」に改める部分に限る。）並びに第 1 6 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定の規定により、この案を提出するものである。